

◎新潟県告示第998号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和4年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護かえりえ上越	上越市春日野1丁目4番39号	令和4年6月28日
たかおクリニック	三条市東裏館2丁目21-36（株）佐藤産業ビル3F	令和4年6月1日
訪問看護ステーション デューン 燕三条	三条市須頃2丁目13番地 パークハイツ須頃 2階 203号室	令和4年8月1日
脳とこころの訪問看護ステーション新発田	新発田市新栄町3丁目1番31号	令和4年7月1日
ご近所訪看リハビリステーション新発田	新発田市東新町4丁目1番10号	令和4年7月1日
駅西調剤薬局	十日町市稲荷町3丁目南7番地26	令和4年8月1日